【グループホームの家賃等助成事業】

要件該当確認用フローチャート

※　申請期間が令和８年８月から令和９年７月までの間、このフローチャートをご活用いただけます

スタート⇒ 本人（グループホーム利用者様。以下同じ）は、大仙市、仙北市、美郷町のいずれかの市町に在住する６５歳以上の方ですか？

- いいえ → 対象となりません。
- はい → 本人は、生活保護を受けていますか？

- 受けている → 対象となりません。
- 受けていない → 令和７年１月～令和７年１２月の期間において、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が８２６，５００円以下ですか？

- いいえ → 対象となりません。
- はい → 令和７年１月～令和７年１２月の期間において、本人及び本人と同じ世帯にいる者の全員が市町村民税非課税ですか？

- いいえ → 対象となりません。
- はい → 令和７年１月～令和７年１２月の期間において、本人は、市町村民税がかかっている方（課税者。以下同じ）の税の扶養になっていませんか？

- 課税者の税の扶養になっている → 対象となりません。
- 課税者の税の扶養になっていない → 令和７年１月～令和７年１２月の期間において、本人は、課税者の医療保険の扶養になっていませんか？

※　本人が、７５歳以上の後期高齢者である場合は「課税者の医療保険の扶養になっていない」にお進みください

※　本人が、７４歳未満で国民健康保険に加入している場合は「課税者の医療保険の扶養になっていない」にお進みください

※　本人が、７４歳未満で国民健康保険に加入していない場合は、どなたかの医療保険の扶養になっている可能性があります。下線部の方が課税者でない場合のみ、「課税者の医療保険の扶養になっていない」にお進みください。

- 課税者の医療保険の扶養になっている → 対象となりません。
- 課税者の医療保険の扶養になっていない → 本人は、介護保険料の滞納をしていますか？

- 滞納している → 対象となりません。
- 滞納していない → 本人は、介護保険給付の減額措置を受けてますか？

- 受けている → 対象となりません。
- 受けていない → **家賃等軽減対象者に該当します。**